

令和3年度7月補正予算案

主要事項説明資料

商工労働観光部

# 主要事項説明資料目次

商工労働観光部

頁	事 業 名	担 当 室 ・ 課
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費	産業労働総務課

令和3年度7月補正予算案主要事項説明

商工労働観光部

事業名	新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費		新規・ 継続の別	継続																
予算額	13,117,000千円	国庫	起債	その他	一般財源															
		13,117,000	—	—	—															
事業内容 (目的 対象 方法等)	<p><b>1 趣 旨</b> 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対して協力金を支給</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <table border="1"> <tr> <td>区域</td> <td>京都市内</td> <td>京都市以外の地域</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>7月12日(月)～8月1日(日) 【21日間】</td> <td>7月12日(月)～7月25日(日) 【14日間】</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td colspan="2">                     【飲食店】飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)                      【遊興施設等】接待を伴う飲食店等(※1)                      ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗                 </td> </tr> <tr> <td>要請内容</td> <td colspan="2">                     午前5時～午後9時の間の営業を要請                      酒類提供は午前11時～午後8時30分(一定の要件(※2)を満たした場合に限る。)                      ※2 アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの入店は原則4人以内                 </td> </tr> <tr> <td>協力金額</td> <td colspan="2">                     1 施設(店舗)1日あたり                      ●売上高方式(中小企業)                      前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、                      約8.3万円以下:2.5万円                      約8.3～25万円:A×0.3                      25万円以上:7.5万円                      ●売上高減少額方式(大企業等)                      売上高減少額×0.4                      (上限20万円若しくはA×0.3のいずれか低い額)                      ※定休日等の店休日を除き、営業時間短縮要請に対応した日数に応じて支給                 </td> </tr> </table>					区域	京都市内	京都市以外の地域	期間	7月12日(月)～8月1日(日) 【21日間】	7月12日(月)～7月25日(日) 【14日間】	対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】接待を伴う飲食店等(※1) ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗		要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請 酒類提供は午前11時～午後8時30分(一定の要件(※2)を満たした場合に限る。) ※2 アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの入店は原則4人以内		協力金額	1 施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 約8.3万円以下:2.5万円 約8.3～25万円:A×0.3 25万円以上:7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4 (上限20万円若しくはA×0.3のいずれか低い額) ※定休日等の店休日を除き、営業時間短縮要請に対応した日数に応じて支給	
	区域	京都市内	京都市以外の地域																	
	期間	7月12日(月)～8月1日(日) 【21日間】	7月12日(月)～7月25日(日) 【14日間】																	
	対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 【遊興施設等】接待を伴う飲食店等(※1) ※1 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗																		
	要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請 酒類提供は午前11時～午後8時30分(一定の要件(※2)を満たした場合に限る。) ※2 アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの入店は原則4人以内																		
協力金額	1 施設(店舗)1日あたり ●売上高方式(中小企業) 前(々)年度の1日あたり売上高(A)が、 約8.3万円以下:2.5万円 約8.3～25万円:A×0.3 25万円以上:7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等) 売上高減少額×0.4 (上限20万円若しくはA×0.3のいずれか低い額) ※定休日等の店休日を除き、営業時間短縮要請に対応した日数に応じて支給																			
担当課・担当名	産業労働総務課 企画調整係	課・担当電話番号	075-414-4819																	